



国住指第 3761 号・2

平成 27 年 1 月 26 日

関係機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長



アスベスト対策に関する建築基準整備促進事業の調査結果等について

平素より、国土交通省における民間建築物のアスベスト対策につきまして、多大なる御理解と御尽力を賜りありがとうございます。

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度まで建築基準整備促進事業において「アスベスト対策に資する検討」を行ってきました。また、平成 26 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）」を公布するとともに、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の作成など、民間建築物のアスベスト対策の取り組みを進めてきたところです。これらの取り組みを踏まえ、今後のアスベスト対策において留意すべき事項等を下記に示しますので、これを参考とし、アスベスト対策の更なる推進を図っていただきますよう貴機関内での周知をお願いします。

記

1. アスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査結果（建築基準整備促進事業）

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査（以下「調査」という。）について、現行の建築基準法における、アスベスト対策に必要な検討を行うことを目的とし、以下の（イ）から（ハ）までの観点から、調査を実施してきました。

（イ）吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材のアスベスト繊維の飛散性調査

（ロ）機械室、エレベーターシャフト及び空調経路等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

（ハ）建築物の利用を続けながらアスベスト含有建材の除去等をおこなう場合における、当該改修工事の上下階や隣室等のアスベスト繊維の飛散状況の調査

その結果、調査した範囲において、煙突内部に使用される石綿含有断熱材（以下「煙突石綿断熱材」という。）について、劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

これについては、今般、厚生労働省において、当該調査結果を参考にして石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）が見直され（石綿障害予防規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 50 号）平成 26 年 6 月 1 日より施行）、煙突石綿断熱材を含む石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等について規制が強化され、新たに石綿則第 10 条の対象となりました。具体的には、労働者を就業させる建築物等において、保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんにはばく露するおそれがある場合には、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等が次の措置を講ずることとされました。

- (1) 労働者が就業する建築物等において、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
- (2) 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等については、建築物貸与者が(1)の措置
- (3) 労働者が臨時に就業する建築物等においては、呼吸用保護具等を使用させること

あわせて、保温材、耐火被覆材等の封じ込め・囲い込みの作業に労働者を従事させる場合には、吹付け石綿の場合と同等の、事前調査の実施（石綿則第3条）、作業計画の策定（石綿則第4条）等の措置を講ずることとされました。

今回、飛散のおそれがあることが確認された煙突石綿断熱材は、その多くが、1960年代から80年代にかけ、労働者が就業するような建物用途（工場、事務所ビル、公共施設等）に使われたものであり、改正石綿則における措置が適切に講じられた場合には、建築物の室内環境への飛散等が生じないことが十分に期待できます。

このことから、今般、ただちに建築基準法令において、新たに煙突石綿断熱材の使用の規制を行うものではありませんが、煙突石綿断熱材をはじめ保温材、耐火被覆材等について、改正石綿則に基づき適切に措置が講じられることが重要です。貴機関におかれましては、別紙を活用し、建築物の所有者や事業者など関係会員等に対して、煙突石綿断熱材の適切な取り扱いや石綿則の遵守の徹底についても注意喚起を行う等の周知をお願いします。

参考：調査結果（建築研究所HP）

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

2. 建築物石綿含有建材調査者制度

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用状態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公布・施行）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。現在310名の調査者が育成されています（平成27年1月14日時点）。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切なアスベスト調査を実施するために必要な知識を有する者として所要の講習を修了した者であり、その名簿（以下「調査者リスト」という。）は講習機関（一般財団法人 日本環境衛生センター）のホームページに掲載されています。つきましては、アスベスト対策に係る国庫補助の活用との推進とともに、アスベスト調査の実施における積極的な調査者の活用又は活用の推進をお願いします。

参考：建築物石綿含有建材調査者制度等について（国土交通省HP）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html

3. 建築物石綿含有建材調査マニュアル

国土交通省では、各地方公共団体における民間建築物のアスベスト対策の推進に活用いただくため、「建築物石綿含有建材調査マニュアル」を作成し、アスベスト対策の推進を図っているところです。貴機関におかれましては、地方公共団体のアスベスト対策の取り組みにご協力いただき、今後のアスベスト対策の一層の促進をお願いします。

参考：建築物石綿含有建材調査マニュアルについて（国土交通省HP）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000053.html

煙突石綿断熱材の適切な取扱いについて

1. 煙突石綿断熱材

煙突石綿断熱材は、ボイラーや焼却炉の煙突に断熱目的として、主に 1960 年代から 80 年代にかけ使用されました。1990 年代には徐々に無石綿化し、新規に使用した石綿製品としては使われなくなりましたが、過去に建築された煙突には今も煙突石綿断熱材が残されている可能性があり、その劣化状況や管理の状況によっては飛散のおそれがあるため、煙突石綿断熱材についての正しい理解、適切な取扱いが必要です。



通常



劣化（はく落した断熱材が点検口内に堆積）



著しく劣化

2. 建築基準整備促進事業における煙突石綿断熱材に係る飛散性に関する調査結果

国土交通省では、平成 20 年度から平成 25 年度までアスベスト含有建材の劣化時等における飛散性に関する調査を実施し、その結果、調査した範囲において、煙突石綿断熱材について劣化が進んだもので機械室及び隣接する廊下に飛散が認められた事案がありました。

参考：調査結果（建築研究所HP）

<http://www.kenken.go.jp/japanese/contents/publications/data/163/index.html>

3. 石綿障害予防規則の見直し（厚生労働省）

2 の調査結果を参考に、厚生労働省において、石綿障害予防規則が見直され、煙突石綿断熱材など石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等についても規制が強化され、損傷や劣化などで石綿の飛散のおそれがある場合、吹付け石綿の場合と同様に、事業者等は建材の除去、封じ込め、囲い込み等の措置が必要になりました。

参考：平成 26 年 6 月 1 日から改正「石綿障害予防規則」が施行されます（厚生労働省HP）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenzeiseibu/0000041832.pdf>

4. 適切な取扱い

2 の調査結果において、劣化が進んだもので飛散のおそれがあることが確認された煙突石綿断熱材は、その多くが 1960 年代から 80 年代にかけ建てられた工場、事務所ビル、病院、ホテル、体育館や公共施設等に使われたものです。煙突を有する建築物の所有者等におかれては、必要に応じてテナントである事業者と連携し、3 の措置をはじめとした石綿障害予防規則における石綿の飛散・ばく露防止措置を適切に講じることが重要です。

煙突断熱材に係る石綿含有の有無の確認については、専門家による調査が必要であり、建築物石綿含有建材調査者を積極的に活用しましょう。

参考：建築物石綿含有建材調査者制度等について（国土交通省HP）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html